

## 1 目的

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策の基本事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 2 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」から）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

## 3 いじめ防止等の基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響及びその他の問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめ問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた自主的な行動ができるようになることを目指して行う。

## 4 学校が実施するいじめの防止等のための施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条の規定に基づき、国、県及び市の基本方針を参照して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方、取組の内容等を盛り込んだ学校いじめ基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

また、学校基本方針をホームページ等で公開するとともに、入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

さらに、学校基本方針が適切に機能しているかを校内いじめ対策組織を中心に、P D C A サイクルで検証する。

### (2) いじめ防止等対策委員会

いじめ防止等（いじめ防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、その他校長が必要と感じる事項）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、その他（校長が必要と認める者）で構成した、いじめ防止等対策委員会を組織する。

本委員会は、月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

## 5 基本的な取組

### (1) 未然防止のための措置

#### 【未然防止の方針】

- ① いじめが起きにくい学校風土、学級風土づくり（心の居場所となる学級、学校）に努める。
- ② 授業や行事の中で、どの児童も活躍できる場をつくる。
  - ・いじめをなくそう集会
  - ・いじめ撲滅宣言
  - ・いじめ防止標語
  - ・人権集会
  - ・人権標語、作文の実施
  - ・情報モラル講演会
- ③ 日頃の学級経営の中で、児童の自尊感情や自己肯定感を育てる。

#### 【未然防止のために】

- ア 質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等から現状を把握し、課題を見つける。
- イ 課題をどう変えたいという目標を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし再び「イ～オ」を実施する。

### (2) 早期発見のための措置

- ① 定期的なアンケート調査による、積極的ないじめの認知（毎月実施 各学級）
- ② いじめチェックリストの活用（月1回実施 全職員で情報の共有化を図る。）
- ③ いじめ防止等対策委員会での情報交換（学期1回）・生徒指導部委員会（各週）
- ④ 各学年の様子の報告（週1回実施）
- ⑤ 心の天気
- ⑥ 校内オンライン相談窓口

### (3) 道徳教育等の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うため、全ての教育活動を通じた教育及び体験活動等の充実を図る。

- ① 児童が楽しみに待つような道徳の時間の在り方の研究
- ② 道徳教育ヒント集、自作教材の活用
- ③ 道徳の時間を要として学校教育全体を通じて行う道徳教育の充実
- ④ 道徳教育推進教師を中心とする協力体制や指導体制、研修体制の充実
- ⑤ 具体性のある道徳教育全体計画と道徳の時間の年間指導計画の作成及び改善
- ⑥ 無言清掃、ボランティア活動の推進
- ⑦ 児童主体の学校行事の展開
- ⑧ 「朝のあいさつ運動」の充実

### (4) 相談体制の整備

- ① 定期相談〔家庭確認（4月）教育相談（7月、12月）〕
- ② 保護者との連携
  - ・定期の保護者との二者面談（7月）
  - ・児童の異常に気付いたら連絡をもらえる関係づくり
  - ・学校の相談窓口を通信等で知らせる
- ③ 臨時の相談

## (5) 関係機関との連携

市教育委員会	市役所子育て支援課	市青少年センター（スクールサポートセンター）
民生・児童委員	筑西児童相談所	下妻警察署生活安全課 SC SSW

連携事案（不登校・児童虐待、家庭での課題等を早期に発見、相談を心がける）

※学校で対応が難しい事案は教育委員会・警察・児童相談所に相談

## (6) 教職員の資質向上（職員研修）

- ① いじめ関係の生徒指導リーフによる研修
- ② 定期的な個別児童の情報交換会の実施
- ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の研修

## 6 いじめ事案への対応【発生時は、学校危機管理マニュアルのフロー図を参照】

- (1) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ防止等対策委員会を開催し、事実の報告及びいじめについての判断を行う。
- (3) 加害児童、被害児童の保護者への連絡及び助言を行う。
- (4) 加害児童への再発防止指導を実施する。
- (5) 児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、必要に応じて関係機関等の協力を求める。
- (6) 学校と警察は、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報提供、相談等を行うことができる指導体制を構築する。

## 7 いじめの解消に関するこ

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- (1) いじめに係る行為がやんでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）がやんでいる状態が相当の期間において継続していること。なお、相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。  
いじめに係る行為がやんでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合は、被害児童生徒及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (3) いじめが解消した後も、いじめを受けた児童の心のケア及び保護者に対する継続的な情報提供と支援に努める。
- (4) 再発防止のための見守り体制を充実させる。

## 8 重大事態への対処

### I 重大事態

#### (1) 重大事態の意味

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある。  
(相当の期間とは、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、目安にかかるわらず迅速に調査に着手する)

#### (2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

学校は、教育委員会と共に、事実関係を明らかにし、実効性のある再発防止策を実践する。

また、犯罪行為として取り扱うべきいじめ等は、児童の命及び安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談又は通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応する。

### (3) 重大事態の判断

学校は、児童及びその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その訴えに真摯に対応する。

## II 重大事態の調査

### (1) 発生報告

学校は、重大事態が発生したと判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

### (2) 調査を行うための組織

学校で重大事態対策委員会を設置する。しかし、従前の経緯、事案の特性、被害児童及びその保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な成果を得られないと学校又は教育委員会が判断する場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合等においては、教育委員会は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに専門的な第三者（弁護士、精神科医、学識経験者、心理又は福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめの関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものをいう。）をもって構成する下妻市いじめ問題調査委員会を設置される。

### (3) 事実関係を明確にするための調査の実施

#### ア 調査実施前の事前説明

被害児童及びその保護者並びに関係児童及びその保護者に調査の目的、調査方法、見通し等について、事前説明を行う。

#### イ 重大事態調査の進め方

##### (ア) 学校の組織体制等の基本情報の把握及び対応記録等の確認

##### (イ) 被害児童及びその保護者からの聞き取り

##### (ウ) 聞き取りやアンケート調査等の実施

###### a 教職員からの聞き取り

###### b 加害児童生徒からの聞き取り、アンケート調査等の実施

###### c 関係機関への聞き取り

##### (エ) 事実関係の整理

##### (オ) 整理した事実関係を踏まえた評価及び再発防止策の検討

##### (カ) 被害児童の心のケア

##### (キ) 報告書の作成及び取りまとめ

## III 調査結果の説明及び公表

### (1) 被害児童及びその保護者への調査結果の説明

学校又は教育委員会は、被害児童及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策等について、個人情報保護法並びに児童のプライバシーや人権に配慮した上で、説明する。

### (2) 加害児童生徒及びその保護者への調査結果の説明

学校又は教育委員会は、加害児童生徒及びその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護法並びに児童生徒のプライバシー及び人権に配慮した上で、説明する。

(3) 市長への報告 教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、当該事案の内容、重大性、被害児童及びその保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を適切に判断し、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で、特段の支障がなければ公表する方針である。

## 9 家庭の役割

(1) 保護者の責務

- ① 子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努める。
- ② 子どもがいじめを受けた場合は、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。
- ③ 子どもがいじめを行った場合は、これを直ちにやめさせるとともに、当該児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努める。
- ④ 子どもの変化に気付き、適切かつ迅速に対応するよう努める。
- ⑤ 学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市及び学校が講じるいじめの防止等のための対策に協力するよう努める。

(2) いじめの未然防止及び早期発見に向けた取組

- ① 子どもの話に耳を傾け、「認める」「褒める」「叱る」ことを通して、子どもが決まりを守るなどの規範意識を身に付けられるように努める。
- ② 子どもの小さな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に耳を傾け、いじめの未然防止及び早期発見に努める。その際は、事実関係を冷静に判断し、必要があるときは、学校又は専門機関に相談する。
- ③ 子どものスマートフォン、携帯電話等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめを受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかの確認を行う。
- ④ 子どもがいじめを受けたときは、子どもの身体の安全を確保するとともに、学校と協力して、適切に当該児童生徒をいじめから保護する。

## 10 地域の役割

(1) いじめの未然防止に向けた取組

- ① 地域と学校が互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、連携を図るように努める。
- ② 地域の行事及び地域における社会体験活動を通して、児童生徒同士又は児童生徒と地域住民との心の結びつきを深める環境づくりを推進する。

(2) いじめへの早期対応に向けた取組

- ① 地域住民は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、当該児童生徒に声かけなどを行い、様子を見るとともに、教育委員会又は学校へ連絡することに努める。
- ② 民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年相談員、家庭児童相談員等は、地域においていじめの発見に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときは、教育委員会又は学校と協力して対応する。

### III 相談機関リスト

・下妻市教育委員会指導課生徒指導(スクールサポートセンター)	0296-30-1919
・下妻市子育て支援課	0296-45-8120
・下妻市青少年センター	0296-43-8358
・筑西児童相談所	0296-24-1614
・下妻警察署生活安全課	0296-43-0110
・茨城県教育研修センター（子ども教育相談）	0296-71-3870
・県西地区いじめ・体罰解消サポートセンター	0296-22-7830